

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

- 第40条 理事、理事長、及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。
- 2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(付則)

1. 第35条の規約を第40条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。